一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　富山県南砺市皆葎字向裏二七、田向字重峯二から四まで、八の一から八の三まで、一八の一から一八の三まで、字脇谷二六、二七、字桂谷一、二、一一から一四まで、一五の一、一五の二、一六、小瀬字中平二七、二八の一、三〇の一、三〇の三、三一の一、三一の四、三二の一、三二の三、三二の四、三五の一、三五の二、三五の四、三五の五、三七の一、三八から四〇まで、四三の一、四四、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四八の三、四八の五、四八の七、四九、五〇の一、字池平二の一、六から八まで、九の一、一〇から一三まで、一五、一六、一七の一、一八の一、一九、二〇の一、二八から三一まで、三二の一、漆谷字上中平二の一、二の三、三、四、西赤尾町字水行谷一の二、七の一、八の一から八の五まで、九の一、九の二、一〇の二、一三の二、一五の二、字老ノ谷四の二、椹字北谷一〇一の四、一〇二の五、字三味谷三、四、一四、井口田屋字スリコ一、石田東石田入会字雁沼一、二、北野蓑谷入会字蓑谷山一九の一、一九の八から一九の一二まで、二〇の一から二〇の四まで、二四の一、二四の一三から二四の一五まで、三一、三三の三、三四から四〇まで、四九の四七、林道字横渡一の一から一の三まで、上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷東口一六の一〇（国有林）、四の一、一五の一四、一六の一から一六の九まで、一六の一一、信未字六郎一の一、四から九まで、一〇の一、一〇の二、一一から一三まで、一五の一、一六、一六の二、一七、一八、一九の一、一九の二、二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和七年八月二十八日

　農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　富山県富山市八尾町島地字明地谷二〇の一、二一の一、二二の三、二二の四、二四の五から二四の九まで、二五の二、二五の三、二六の一、二六の二、二七の一から二七の五まで、二八の一から二八の五まで、二九の一から二九の四まで、二九の六、二九の八から二九の一一まで、三〇の二、三〇の三、三一の二から三一の四まで、三二の一、三二の二、三二の四、三二一五から三二一八まで、三二一一、三二二、三二三四、三二八、三三九、三三二、三三六、三四五、八尾町中島字明地谷二五、二六、二七の一、二七の二、二八の一から二八の四まで、二九の一、二九の二、三〇、三一の一から三一の三まで、三二、三三、三四の二、三四の三、三五の一から三五の三まで、字大窪坂三二七、字峠三九四から三九六まで、字峠坂三九八、三九九、八尾町猟師ケ原字水上谷二四、字中滝六の二、八尾町尾畑字黒岩一五の一から一五の四まで、一六の二から一六の七まで、字鍋谷一九の一から一九の八まで、二〇の一から二〇の四まで、二一、二二の一、二二の三から二二の五まで、二三の一から二三の四まで、二四の一から二四の七まで、二五の一から二五の三まで、二五の五、二五の六、字水谷四七の一から四七の六まで、四八の一、四八の二、四九の一から四九の七まで、五〇の二から五〇の五まで、五一の一から五一の七まで、五二の一から五二の五まで、五三の一から五三の五まで、五四の一から五四の四まで、八尾町小畑字上ノ山九の一から九の一一まで、一三の一から一三の七まで、字水谷一五の一から一五の六まで、一五の八から一五の一一まで、八尾町細滝字谷口山二七の一から二七の五まで、二七の八、二七の九、二八の一、二八の二、二八の四から二八の六まで、二九の一、二九の二、二九の四、三〇の一から三〇の四まで、三一の一、三一の二、三二の一から三二の八まで、三二の一〇、字平田山三四の一から三四の四まで、字谷口八四一の一、八四一の二、八四二から八五〇まで、八五一の一、八五一の二、八五三から八五五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和七年八月二十八日

　農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

　昭和六十二年六月十八日農林水産省告示第七百二十九号（一の㈠の1、2（朝倉郡筑前町三並字藤ヶ尾四〇三の一、四〇三の九を除く。）、3、4（朝倉市秋月野鳥字本谷八四四の三、八四四の三四、八四四の五九、八四四の七四、八四四の七五を除く。）及び5から9並びに二の㈠の3に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　令和七年八月二十八日

　国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　阿弥陀沢（二）

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市柳沢
字高田　一四七六番　一号
　一四七九番四　五号及び六号
　一四八二番一　七号
　一四八一番　八号

新潟県三条市東大崎
字道沢　四〇三三番　二号
　四〇三七番　三号
　四〇四三番　四号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西村川（二）

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県魚沼市大倉
字白兀　六九番一　一号から三号まで
　七〇番三　四号
　七二番　五号及び六号
　六〇番　七号及び八号
　七三番一　九号
　七三番二　十号
　八〇番一　十一号
　七四番七　十二号及び十三号
　八二番一　十四号
　一一一番四　十五号

○国土交通省告示第八百三十七号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

　令和七年八月二十八日

　国土交通大臣　中野　洋昌